

○西川町カムバック制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西川町職員の任用に関する規則（昭和46年3月15日規則第2号。以下「規則」という。）第7条第4号の規定に基づき、退職した者を職員として選考により採用する制度（以下「カムバック制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 西川町職員（任用期間に定めのない常勤職員に限る。）をいう。
- (2) 退職 西川町職員服務規程（昭和63年12月20日告示第42号）第26条第1項に規定する退職願を任命権者に提出して職員を退職することをいう（西川町職員の定年等に関する条例第2条に基づく退職を除く）。
- (3) カムバック 退職した職員が本要綱の規定により再び職員となることをいう。

(対象者)

第3条 カムバック制度の対象者は、職員として採用され、結婚・出産・育児・介護・病気などのやむを得ない事情や、留学・転職・起業等のキャリアアップのために退職した者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 採用予定日時点で59歳以下の者
- (2) 職員として3年以上の実務経験を有する者。ただし、実務経験への算入期間は、休職、停職及び育児休業その他の休業期間を除くほか、次の職員として勤務した期間を除く。
 - ア 地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
 - イ 地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員
 - ウ 地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付き職員及び臨時的任用職員
 - オ 地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律第3条各項の規定による任期付き職員
- (3) 採用予定日が職員を退職した日の翌日から起算して10年以内である者

(選考)

第4条 カムバック制度による選考は、西川町職員の任用に関する規則（昭和46年3月15日規則第2号）第18条から第20条の規定に基づき実施するものとする。

(カムバックの時期)

第5条 カムバックの時期は、前条の規定により採用を決定した日後最初に到来する4月1日とする。ただし、欠員の状況その他の事情により町長が人員の補充が必要と認めた場合又はカムバックの時期を4月1日とすることが困難な事情があると町長が認める場合にあっては、この限りでない。

(カムバックする者の職種、初任給等)

第6条 カムバックする者の職種は、当該カムバックする者の在職期間の末日における職種と同一とする。

2 カムバックする者の職務の級及び初任給は、西川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年3月15日条例第7号）の規定に基づき決定する。

3 カムバックする者の採用は、地方公務員法第22条の規定による条件付採用とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、カムバック制度に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行時期)

1 この要綱は、令和7年3月31日から施行し、同日以降の退職者に適用する。